

会 議 録

- 1 附属機関等の会議の名称
令和4年度 丹波篠山市公契約審議会
- 2 会議の開催日時
令和4年11月15日（火曜日）15時00分から16時30分まで
*傍聴の受付時間（14時50分から15時00分まで）
- 3 開催場所
丹波篠山市役所 本庁舎3階 301会議室
- 4 会議に出席した者の氏名
(1) 委員 東 泰弘委員、川嶋将太委員、酒井扶美委員、大槻智美委員、源信司委員
大西義美委員、上田幸孝委員、小山辰彦委員、酒井正美委員

欠席者 岡田政光委員
(2) 執行機関 藤本行政経営部長、西田管財契約課長、尾形管財契約課長補佐兼契約係長
山本契約係主事
- 5 傍聴人の数 1人
- 6 議題及び会議の公開・非公開
事務局からの資料説明。会議は公開する。
- 7 会議資料の名称
丹波篠山市公契約審議会
- 8 審議の概要
 - ・委嘱状交付
 - ・自己紹介
 - ・会長及び副会長選出 会長 東 泰弘委員、副会長 川嶋将太委員
 - ・議事
 - (1) 前回議事録の確認
 - (2) 対象案件の説明
 - (3) 報告書等の提出状況及び内容

・議事

(1) 前回議事録の確認

A委員 例えば2頁のアンケート内容の検討課題と対策で、公告文掲載や現場事務所訪問確認時説明とあるが、ここにどれだけ熱意があるのか。さらっと説明した場合としっかりと説明した場合では、差が出てくると思う。その中で下請契約を市内事業者と締結しなかった理由には、施工でききる業者がないとあるが、市として市内業者の力量を調査されているのか、またこの内容を受け止めて正解なのか。

事務局 市内業者の力量は、調査していない。まずは、元請業者の意見を聞いた内容をまとめた。

A委員 市内に履行能力がある業者がおれば、受注業者に対して市内業者を紹介しなければ、同じような理由を繰り返されるのではないか。この辺りはしっかりと市内業者の調査をしてほしい。

事務局 資料13～16頁に、29業種でまとめた市内業者の入札参加資格者名簿を、現場代理人に紹介した。29業種にない足場工事業者等がどのくらい市内にいるかといった内容は把握していないが、29業種にある防水工事や電気工事などで登録がある市内業者は、紹介という形で情報提供した。

事務局 下請業者について、個人業者は、市としても把握できていない。市内にどのような業者がいて、どのような能力を持っておられるのかなど、下請業者の状況を積み重ねていくしかない。市は、能力がある市内業者を把握できていないので、具体的な業者名を連絡することは現状では難しい。協会から情報提供いただければ、若干可能であると考え。

A委員 公契約条例では、下請業者を市内業者でとの記載があるから、当然下請にふさわしい市内業者やその施工能力をきちんと把握しておかなければならない。元請業者が決まってから下請業者を確認するものではないと思う。

事務局 それは、元請からの下請届などから積み重ねていかないと市内業者のすべての状況を網羅したものを今は持ち合わせていない。できれば、協会等から情報提供いただきたい。

A委員 例えば、ABCといった業者ランクがあると思うが、下請業者のランク表はないのか。

事務局 ない。

A委員 下請業者のランク表を作っていかなければならないと思う。

事務局 現状では、発注時に市内業者の情報提供が出来ていない。下請業者の市内業者への優先発注を留意しているが、これまでは対象案件の状況結果を確認してきた。A委員ご指摘のとおり、次は市内にどんな業者があり、何ができるのかを把握することが課題と考える。

B委員 入札参加業者は、いろんな準備をして入札に至っている。落札したら、見積提示

した下請に発注をしている。下請見積を市外業者に依頼すれば、市外業者に発注する可能性が高い。仮に2, 3者に見積依頼し、予め市内業者に依頼する金額を決めておけば、市内業者に発注できると思うが、1者に見積依頼であれば、市内業者に依頼することは難しい。建築は、その性質上多種の工事が一つの建築物を完成させる工事なので、全工種を複数社に下請依頼することは難しいと感じる。

C委員 入札報告文中で、市内業者を優先的に使ってほしいという文言が記載されているか。

事務局 はい。

C委員 記載ある以上は、入札参加者が記載内容を守って入札に参加してもらわないと困る。市内業者は安くはないから他の業者に決めましたでは何も意味がない。市内業者優先発注を重視したうえで、なぜ市内業者に依頼出来なかったのかをきちんと説明できる資料を出してもらいたい。市が、特定の業者を紹介することは出来ないと思う。名簿を提供することがぎりぎりだと思う。ちなみに、名簿は指名願申請業者のみか。

事務局 はい。

C委員 指名願を申請しない市内業者もいるか。

事務局 はい。

C委員 落札業者が下請業者を探すのが当たり前で、市が業者紹介し、特定の業者を勧めることではない。下請業者の選定は、市内業者の見積が高かったとしても入札参加時の公告文に市内業者を使わなければならないとの記載があるから、それを認識することが落札業者の責任である。市内業者に施工能力がない、特定業種を持った業者がいないということであれば、市内業者の努力が足りなかったということになる。待っていても仕事は来ないので、落札業者に見積らせてほしい営業していかなければならないと思う。3者が一つになってやっていかないとこの公契約条例を生かせない。市内業者はやる気がない、市は言うだけで、落札者は業者がいませんでしたではもったいない。そのあたりを、組合などの組織団体があるので、そちらに問い合わせしてみてもと思う。そこで相談して業者を紹介してもらったり、見積依頼するなりしてもらったら、市内業者の受注ももう少し増えると思う。

会長 公告文掲載とあるが、具体的にはどういった文言で掲載されているのか。

事務局 公告文には、「公契約対象案件」という文言と市内事業者への優先依頼として、「下請等契約を市内事業者との間で締結するよう努めること。」という文言で掲載している。

会長 B委員の意見では、契約締結時ではすでに遅いという話になるがどうか。

B委員 市内業者を優先的に使って見積を取るのであれば、公告時点で取るのが当然であると思う。公契約条例対象案件以外の軽微な仕事についても、市内業者での見積をお願いしたい。小さな工事であっても下請契約を市内業者と締結するようにしていけばいいと思う。そのあたりから少しでも広く多く知らせていけばいいと思う。

A委員 公告や見積依頼の段階で、市内業者に下請してほしいという状況をプラスアルファすることによって、今の状況を少しでもいい方向へ持っていけると思う。

会長 公告文の記載内容を少し工夫することが必要で、その工夫を生かすために理由書で施工能力がある業者がいないことをどのように確認したのか、見積依頼したのかといった具体的な確認作業まで踏み込めれば、ある程度市内業者採用の方向に進むかもしれないと思ったので、そういった点も今日の議論を踏まえて市で公告掲載文の工夫をお願いしたい。

(2) 対象案件の説明

会長 対象案件に関しては、問題なしでよいか。

各委員 異議なし

(3) 報告書等の提出状況及び内容

A委員 例えば、市立篠山中学校大規模改修工事の防水工事の最低賃金単価 1150 円と、市営市山団地外壁等改修工事の防水工事の最低賃金単価 2500 円と記載がある。適正な公共施設の労務単価であるかを考えると、あまりにも少ない支払がなされていることに対して、労働者側を代表する委員としてはどう思われるのか。

D委員 この公契約条例は、設計労務単価の 80～90%の賃金条項を設定した内容で当初は策定されていたが、これでは事業者がやっていけないので、賃金条項を外す代わりに、最低賃金の条項を設けた内容で成立した。賃金的な乖離があるのは事実で、今平均で設計労務単価 2 万円、その 80～90%の掛け率で約 1 万 8 千円の日当となる。それからすると、だいぶ低い金額となる。しかし、この公契約条例では設計労務単価の賃金条項が謳われていないので、あまり強いことは言えないが、最低賃金だけをクリアすればよいとなっている。労働者側としては、生活が成り立つ賃金が欲しいので、賃金条項の設定を求めてきたが受け入れられなかった。結果、理念型の公契約条例を制定することとなった。

A委員 会長に確認であるが、源委員発言のとおり、条例は理念型で、最低賃金だけをあげるのか。

会長 ここではそういう形になる。

A委員 ただ、そうであったとしても、国がいろいろなことを参酌しながら 8 時間当たりの労務単価を決めている。同じ防水工事でも 1150 円と 2500 円が目につくが、そのことについて議論することや意見することではないのか。

事務局 あくまで現場に来られている方の最低賃金で、アルバイトからベテラン職人までの平均賃金単価ではなく、一番低い労働者の賃金単価を報告されるので、そのあたりを理解いただきたい。

A委員 理解した。

会長 他に意見等ないか。

C委員 市の契約で、暴力団排除に関する誓約書は提出されているか。

事務局 はい。

C委員 下請業者も提出されているか。
事務局 はい。
C委員 元請と下請が契約した契約書も提出しているか。
事務局 はい。
C委員 そうであれば問題ない。市内業者を使ってくださいと言っている以上は、契約書も交わしてくださいということで、一応その提出も求められる方がよい。
事務局 了解した。
D委員 下請業者に一人親方はないのか。もしあればそれは契約になるので、そういった一人親方的な存在の下請業者がいるのではないか。労働者であれば、怪我したときは当然現場労災が使われるが、一人親方の場合は、現場の労災を使わずに自分の労災を使わなければならないので、一人親方の場合は、労災をかけていても金額が少ない。一人親方は、下請の中を含めて報告されているのか、市としてそのあたり把握していないか。
事務局 提出時に一人親方の確認はしていないが、すべての下請業者を報告してくださいと伝えている。現時点において、下請業者の詳細までの確認はできていない。
D委員 資料の中に従業員が1、2名の下請業者が割と多いので、一人親方的な人が含まれているのかどうか気になった。現場では職人は多く、一人親方が請けられている場合があるので、下請業者の従業員にカウントされているように見える。今後、一人親方の確認をきちんとできればうれしいがどうか。
事務局 常に現場にいるわけではない。報告書以外にも施工体系図の提出があり、報告書と照合しているが、そこに一人親方の記載がなければ確認できない。
D委員 了解した。
B委員 4ページの③市営市山団地の外壁改修工事で、8件の下請業者があり、9ページの③市営市山団地で2期工事があるが、1期、2期と2回にわたっていたのか。
事務局 はい。
B委員 左官工事で1期工事に丹波市の業者が2期工事で市内業者に代わっている。市内業者がここで受注できたと思う。反対に足場工事で1期工事に市内業者が2期工事では、三田市の業者に代わっている。明らかに値段が合わなかったのか、それとも工事時期に市内業者が忙しくて請けることができなかったのか、いろんな状況が考えられるが、市内業者から市外業者に代わった理由は何か。
事務局 足場工事については、聞き取りをしたところ、「条件面が合わなかった。」ことを確認した。
会長 よろしいか。議事の部分はこれで終わることとする。6のその他について、特に何か報告事項等あるか。
事務局 委員の皆様から全体を通して何かご意見等ございましたらお聞かせいただきたいが、事務局からは特に報告事項等はない。
会長 委員の皆様から市に対する意見等があれば、お願いしたいが、これまでに出了

見以外は特にないか。

全委員 特になし。

会長 7の次回次回審議会の日程について、事務局より説明をお願いしたい。

事務局 次回の日程は、令和5年11月に実施予定とする。具体的な日時は、委員の皆様
の都合を確認した後、次回審議会の日程等を案内させていただきたい。その際、今
回報告できていなかった内容を再度確認し報告したい。

会長 この審議会の議事録は、いつ頃できるのか。

事務局 議事録の公表は、開催後1，2カ月後の予定である。

会長 今日、委員からの意見をもとに市で様々な工夫を検討し、次回の審議会では、こ
の1年間の成果と課題における報告の後、議論ができればと思うので、よろしくお
願いしたい。これで丹波篠山市公契約審議会を終了する。